

「地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための都道府県ブロック会議（愛媛県）」

資料

# 愛媛県 松山市



# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 松山市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

7

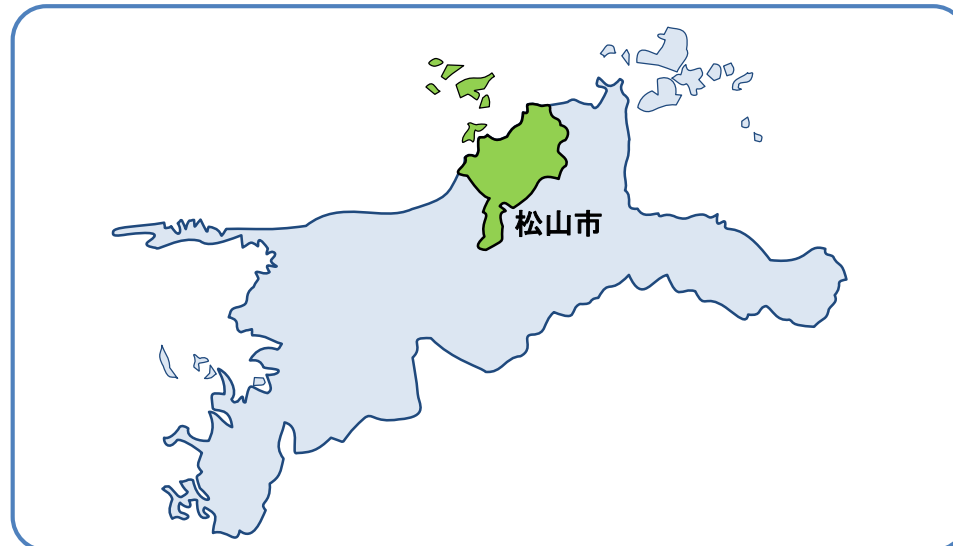
| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

※当該資料中、赤字部分と事例2は好事例集（平成30年3月）から追記等の変更箇所となります。

- 人口 **513,207人** (平成30年4月1日現在)
- 障害者の状況 (平成30年3月31日現在)
  - ・身体障害者手帳所持者 **18,227人**
  - ・療育手帳所持者 **3,859人**
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 **3,657人**
  - ・障害者手帳所持者は増加傾向。特に精神障害者が増加
  - ・障害者の高齢化が進行。身体障害者の半数以上が高齢者
  - ・加齢とともに重度化する傾向あり
- 松山市の位置



## 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

### 整備のプロセス

- 平成26年度第1回松山市障がい者総合支援協議会（地域自立支援協議会）で、地域生活支援拠点等の整備を検討することを説明
- 平成21年にどの障害種別でも相談できる「障害者総合相談窓口」を設置後、平成25年度から、北部と南部で各1か所、地域相談支援センターを整備
- 第4期障害福祉計画に、地域生活支援拠点等を1か所整備すると明記
- 北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター、障害者総合相談窓口が、それぞれ委託業務の中で、地域や関係者を対象に研修や説明会を開催

### 整備類型

#### 面的整備型

（社会資源が豊富なため、既存資源をうまく活用する面的整備がよいと判断）

### 概要

- 北部、南部、市全域に対応する3か所のワンストップの相談支援を地域生活支援拠点等とする面的整備
- 地域相談支援センターや相談支援事業所がもつサービス事業所との幅広いネットワークや、地域性、市の協力等により、面的整備としての連携も充実

## 相談

- 北部地域相談支援センター、南部地域相談支援センター、障害者総合相談窓口の3カ所で相談対応
- 北部と南部はエリアで担当分け、障害者総合相談窓口は全市を対象に幅広く対応（相談支援専門員：北部・南部各5人、障害者総合相談窓口6人）
- 3カ所で、オンコール体制による24時間対応
- 内容によって緊急時受け入れ先の短期入所や医療機関、普段利用しているサービス事業所などにつなぎ、サービス利用が無い場合には相談支援を行うなど、ワンストップの対応

## 緊急時の受け入れ

- 北部地域相談支援センター・南部地域相談支援センター・障がい者総合相談窓口や、相談を受けた市内特定相談支援事業所が中心となって、各短期入所事業所へ空き状況を確認し、受け入れを依頼
- 短期入所の支給決定を受けていないケースの場合等、必要に応じて市への連絡調整を行う
- 各短期入所事業所間でも連携を図り、必要な期間、隙間なく利用が出来るよう調整
- 虐待に遭っている障害者の緊急時には、松山市障がい者緊急一時保護居室確保事業（市事業）も活用

## 体験の機会、 場

- 松山市精神障がい者地域生活チャレンジ事業（市事業）により退院可能な精神障害者に、地域生活へのスムーズな移行を促進
- 将来、グループホーム等への入居や就労継続支援事業等の利用を希望する人が、入院中にその場所での生活や日中活動などの体験が行えるよう、市が費用を負担（グループホーム等の部屋代とサービス提供料、日中活動等体験事業のサービス提供料）
- 利用期間は原則月7日以内
- 精神障害者が入居できるグループホーム等の空きがあるときに利用する（居宅確保2か所）
- 障害者支援施設職員に向けて、地域移行に関する勉強会を開催

## 専門的人材 の確保・養成

- 障害者総合相談窓口による啓発活動や研修会の実施
- 専門性を高めるため他機関への研修に参加（委託料に研修費も含めている）

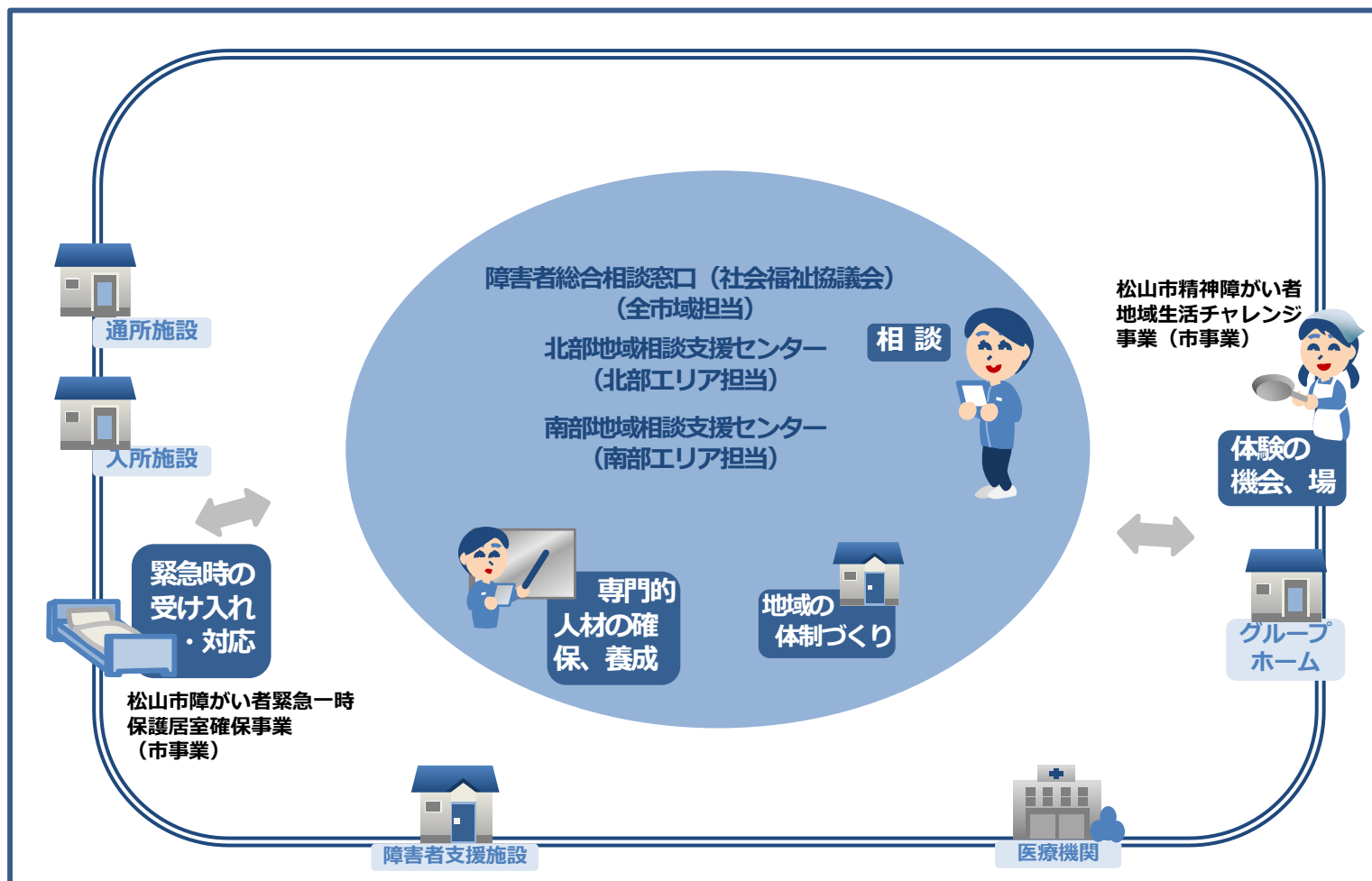
## 地域の体制 づくり

- 地域生活支援拠点等を中心とするネットワークづくり（相談事業所連絡会、困難ケース検討会、勉強会等）
- 専門部会や他機関との連携によるネットワークづくり（就労支援事業所と相談支援事業所との交流会等）

## その他

「ー」

- 北部、南部、市全域に対応する3か所のワンストップの相談支援を地域生活支援拠点等とする面的整備
- 地域相談支援センターや相談支援事業所がもつサービス事業所との幅広いネットワークや、地域性、市の協力等により、連携も充実





### 利用者の属性

- ・30歳代女性。統合失調症。発達障害

### 利用した経緯

- ・母親と2人暮らし。父親は数年前に他界、きょうだいは遠方に住んでいる
- ・母親が利用する介護サービスのスタッフからセンターに、本人は生活面でかなりの支援が必要で、認知症が進んでいる母親と2人で在宅生活を続けるのは難しいという相談を受ける
- ・母親に話を聞くと、このまま2人暮らしを希望するも、本人をお風呂に入れるのがしんどくなってきた、とのこと
- ・そのため、本人の入浴支援のため居宅介護の導入を進めていた矢先、母親の認知症が悪化し、急遽、入院
- ・その後きょうだいを交えて今後の生活について話し合うが、きょうだいは遠方に住んでいることなどもあって一緒に生活することは難しく、本人もどこか世話をしてもらえる所を希望する
- ・居宅介護を申請し、支援区分が出たばかりの状態であったが、行政に相談し、急遽、短期入所の支給決定を出してもらい、受け入れてもらえる事業所を当たって利用に繋がった

### 利用の効果等

- ・短期入所利用中に、居宅介護・生活介護等のサービス調整を行い、現在は、一人暮らしではあるが、安心して在宅生活を送ることが出来ている

### 利用事例

## 2

### 利用者の属性

- ・50歳代女性。重度知的障害。

### 利用した経緯

- ・高齢の父親、母親との3人暮らしであったが父親が他界。母親との二人暮らしとなる。
- ・今後の相談について総合病院連携室より地域相談支援センターを紹介される。
- ・その矢先、母親が体調を崩し入院することに。知的障害の娘が一人取り残されることとなる。
- ・地域相談支援センターが緊急対応見守りをしながら急きょ短期入所先を探すこととなる。
- ・地域の障害者支援施設、特定相談支援事業所、松山市担当者とも自宅を訪問、連携を取りながら短期入所先を調整。
- ・今まで全くサービス利用もなく区分もない状態。支給決定も間に合わないため、松山市障がい者緊急一時保護居室確保事業（市事業）を活用。

### 利用の効果等

- ・区分の決定がない状態であったが、緊急時対応ということで松山市障がい者緊急一時保護居室確保事業（市事業）を活用できた。現在は短期入所を継続しながら、今後の生活について地域相談支援センターを中心に検討を行っている。



- **人材育成の方法について**

今後、多様なニーズにこたえられるよう人材を育成する必要がある。相談支援専門員やサービス管理責任者等の質の向上のためにも、人材育成の検討が必要。

- **緊急時の対応について**

松山市障がい者緊急一時保護居室確保事業（市事業）はあるものの、短期入所へのニーズは高く慢性的に空きが少ない状態。緊急時の定義を定めただうえで、更なるスムーズな緊急対応や親亡き後の安心が作れるよう、緊急時における空床の確保を検討していく必要がある。

- **重度障がい者の居住の場の確保**

施設入所支援に空きがなく、重度障がい者が安心して過ごせる体制整備の確保について検討が必要

- **市内全域への対応**

市内には島しょ部もあり、時間的に訪問が困難である。また、ニーズの把握も難しく、今後の課題である  
業務上の関わりから地域での有機的な結びつきや受け入れ態勢は徐々に構築されているが、より一層の強化が課題である